

仕事と家庭の両立支援対策の推進について

(1) 育児・介護休業法の見直しについて

平成 19 年 12 月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、急速な少子化の背景として「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造があることが指摘され、この解消に向けて、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現と次世代育成支援策の再構築の 2 つの取組を「車の両輪」として進めていくことが必要とされた。

働き方の見直しの一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、育児・介護休業法の改正を検討しているところである。

育児・介護休業法は、平成 3 年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し 9 割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第 1 子出産を機に依然として約 7 割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の育児休業取得率は 1.56%に過ぎず、男性の育児へのかかわりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、育児・介護休業法について、平成 19 年から 20 年にかけて検討を行った有識者による研究会(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会)報告が平成 20 年 7 月に取りまとめられた。この報告書を参考とし、労働政策審議会雇用均等分科会において同年 8 月末から検討を開始し、去る 12 月 25 日の第 92 回雇用均等分科会において、短時間勤務制度の義務化と男性の育児休業の取得促進等を内容とする仕事と家庭の両立支援対策の充実について報告が取りまとめられ、同日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対し、建議が行われたところである。(関連資料 1 (179 頁))

厚生労働省としては、今後、この建議をもとに、育児・介護休業法の改正法案を取りまとめ、改正法案要綱を雇用均等分科会に諮ることとしている。